

## 経営事項審査に関するQ & A（新潟県知事許可業者用）

### 1 経営事項審査の結果はいつごろ届きますか？

申請書提出後、結果通知まで約1ヶ月程度要します。ただし、申請書類に不備がある場合や、特殊な事例の場合はこの限りではありません。

### 2 建設業許可を新たに取得した場合、いつから経営事項審査を受けることができますか？

経営事項審査申請をする日に許可を有していれば、申請することができます。

### 3 申請書類は何部提出すればよいですか？

新潟県知事の許可をお持ちの方

正本：提出用、 副本：行政庁控+入力用、 副本：申請者控

正本、副本、副本をそれぞれ下表に従い、1から順にとじひもで綴って提出してください。その際、入力用を副本の行政庁控と一緒に綴ってください。

【提出部数等確認表】

	書類名	提出部数	内 訳		
			正本	副本	副本
1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書	4	提出用	行政庁控 入力用	申請者控
2	別紙一 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高	4	提出用	行政庁控 入力用	申請者控
3	別紙二 技術職員名簿	4	提出用	行政庁控 入力用	申請者控
4	別紙三 その他の審査項目(社会性等)	4	提出用	行政庁控 入力用	申請者控
5	工事経歴書 ( 1)	2	原本	-	写
6	実務経験証明書 ( 2)	2	原本	-	写
7	手数料証紙(印紙)貼付書	3	原本	写	写
8	経営状況分析結果通知書	3	原本	写	写
9	消費税及び地方消費税納税証明書(その1・納税額等証明用)( 3)	3	原本	写	写

( 1) 省略できる場合を除く。

( 2) 技術職員名簿の有資格区分コードに実務経験によるものを記載した場合のみ。  
ただし、前回申請において技術職員名簿に記載されており既に確認済の者、又は建設業許可の申請・届出で既に確認済みの者については不要。

( 3) 免税業者を除く。

注) 確認書類は1部、提示してください。

提出・確認書類は県のホームページでご案内しております。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/dobokukanri/1196266596115.html>

4 申請書の提出先を教えてください。

主たる営業所を所管する県土木部関係地域機関へ提出してください。  
県のホームページに提出先一覧を掲載しております。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/dobokukanri/1196266596115.html>

5 個人から法人成りした場合、経営事項審査を受審し直す必要がありますか？

個人から法人成りした場合、個人として受審した経営事項審査結果はその効力を失います。法人成りした後も公共工事を発注者から直接請け負うのであれば、法人設立日を審査基準日とする経営事項審査を申請する必要があります。

6 経営事項審査を受審後に、建設業許可業種を追加取得した場合、再度、経営事項審査を受けることができますか。

既に受審済の経営事項審査結果に影響のない範囲で、同一審査基準日について追加申請することができます。

なお、既に審査済の業種に係る内容を変更することはできません。

7 申請対象ではない業種の完成工事高は、どこに記入すればよいのでしょうか？

申請対象外の完成工事高は、項番 33 「その他工事」に記入します。なお、別紙1「工事種類別完成工事高・元請完成工事高」が複数枚にわたる場合は、最終頁にのみ記入してください。

8 完成工事高は税抜きで記入するのでしょうか？

税抜きで記入します。ただし、免税業者は税込みで記入してください。

9 個人から法人成りしたのですが、個人事業主の時の完成工事高を引き継ぐことができますか？

次の～の要件を満たす場合は、当期事業年度開始日から遡って2年以内(又は3年以内)の各事業年度における完成工事高の合計額を年間平均完成工事高の算定基礎とすることができます。

- 個人事業主の時の建設業を廃業すること
- 個人事業主であった者が50%以上出資して設立した法人であること
- 個人事業主の時の事業年度と法人の事業年度が連続すること
- 個人事業主であった者が代表権を有する役員であること

10 完成工事高がない業種は経営事項審査を申請できないのでしょうか？

完成工事高がない業種についても経営事項審査を申請することはできます。

11 除雪の売上はどこに記入すれば良いのでしょうか？

除雪や除草、草刈、剪定、清掃、点検等の建設工事に該当しない業務に係る売上は、完成工事高に含めることはできません。兼業事業売上として整理してください。

12 H20.4.1以降、1人の技術者について2業種選択して記入するようになりましたが、どのように記入したら良いのでしょうか？

(2業種の考え方)

申請業種から任意に選択して記入ください。

1 資格から2業種選択でもOK

例：土木施工管理技士 土木・とび

2 資格から1業種ずつ選択でもOK

例：土木施工管理技士・建築施工管理技士 土木・建築

結果通知後、選択業種を変更して再度申請することはできませんので、慎重に検討してください。

記載例を県のホームページでご案内しております。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/dobokukanri/1196266596115.html>

13 講習受講欄の記入方法を教えてください。

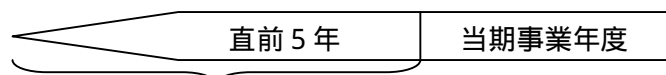
申請する業種について、次の から の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入します。

法第15条第2号イに該当するものであること

(経営事項審査で1級国家資格者相当として評価される者)

監理技術者資格証の交付を受けていること

法第26条の4から6の規定による講習を、経審申請日が含まれる当期事業年度開始の日の直前5年以内に受講していること



この期間内に受講していることが必要

(当期事業年度開始日がH20年4月1日の場合

H15年4月1日からH20年3月31日までの間)

上記 であることの証明となる資格者証等の写しに加え、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証の写しを提示してください。

なお、当期事業年度開始日の直前5年以内であって、平成16年2月29日以前に交付された資格者証を保有している場合及び平成16年2月29日以前に指定講習を受講し、16年3月1日以降に交付を受けた資格者証を保有している場合は、講習受講しているものとみなします。

14 実務経験 10 年の職員を技術職員として申請する場合、必要となる確認書類はありますか？

建設業許可関係様式である実務経験証明書(規則別記様式第九号)を作成、提出してください。

資格取得後の実務経験年数を必要とする資格を有する職員や、指定学科卒業後の実務経験が 3 又は 5 年の職員を技術職員として申請する場合等も同様に、実務経験証明書を提出してください。

15 大臣認定者が監理技術者証を保有し、監理技術者講習を受講している場合、講習受講欄は「1.有」として良いですか？

講習受講欄は、経営事項審査で 1 級国家資格者相当として評価される者が、監理技術者講習を受講している場合に加点されるものです。

経営事項審査においては、大臣認定者の技術者区分は「その他」になりますので、監理技術者講習を受講している場合であっても「2.無」となります。

16 出向社員を技術職員として記入できますか？

出向社員は出向先の企業で常時勤務していることが確認できる場合のみ、出向先の技術職員として記載することができます。具体的には、出向契約や協定書、出向元の証明書等を提示いただき、最低限、次の 及び の内容が確認できる場合に、出向先の加点対象職員とします。

出向期間(1年以上)

出向社員への給与、社会保険料負担

出向元の経営事項審査の技術職員として申請することは、原則できません。

17 項番 45 「法定外労働災害補償制度加入の有無」で「1.有」とできるのは、どのようなケースですか？

次の ~ の要件の全てを満たす法定外労働災害補償制度に加入している場合に、[1.有]とします。

業務災害と通勤災害のいずれも対象とすること。

直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて)のすべてを対象とすること。

少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第 1 級から第 7 級までに係るすべてを対象とすること。ただし、業務起因性の疾病については対象としなくても差し支えない。

工事現場単位で加入する制度及び記名式の制度は、一般的には上記 の要件を満たしていることが確認できないので加点対象とはなりません。

18 顧問税理士が「経理処理の適正を確認した旨の書類」を作成した場合、項番 50「監査の受審状況で[3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出]を選択してもよいですか？

項番 50 監査の受審状況は、経理事務の責任者かつ項番 51 に該当する建設業に従事する職員が、別添の会計処理に関する確認項目に従い経理処理の適正を確認し、記名押印している場合は、[3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出]を選択します。

雇用関係のない又は常勤ではない方が確認した場合は、加対象とはなりません。